

議事要旨(1)-③ その他（金融負債の分類及び測定）

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、本年2月に公表された「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対するコメント、及び、最近のFASBによる暫定合意等を踏まえた専門委員会における審議状況について説明がなされた後、関口専門研究員より、審議事項(1)-③-2に基づき、金融負債の分類及び測定の要件に関する考え方について具体的な説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、参考①の考え方は、金融負債について公正価値で測定することを原則とするもので、現行の日本基準、IFRS第9号、FASBの暫定合意のいずれとも異なるが、これを取り上げた趣旨は如何との質問があった。これに対し事務局からは、今回の検討は、関係者からIFRS第9号にとらわれることなく幅広く検討すべきという要望があったことを踏まえたものであり、事務局として特段の見解を示したものではないとの回答がなされた。
- ある委員から、金融危機の状況において、米国の大手金融機関等で自己の信用リスクの上昇に伴って多額の利益が計上されたことに対して、利用者から経済合理性等の観点から疑問が示されたにもかかわらず、FASBが自己の信用リスクの変動に伴う公正価値の変動額を純損益として認識する考え方を堅持しているのはどのような理由によるものかとの質問があった。これに対し事務局からは、次のような回答がなされた。
 - ✓ FASBによる検討の過程では、当初、組込デリバティブを含む複合商品だけに公正価値オプションの適用を認めるという案が検討されており、これについて自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を切り出す場合、デリバティブについても自己の信用リスクの変動に起因する部分を切り出すことになってしまう他、そもそも、公正価値オプションの対象範囲が広くないと考えられたこと等の背景があったものと考えられる。
 - ✓ なお、FASBは、今後の審議において、公正価値測定の対象となる金融負債の対象が拡大する場合、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を独立して表示すべきかについて再度検討する可能性があることを示唆している。FASBの公開草案に対して、多くの関係者から本件について懸念が寄せられていたこと等を勘案すれば、今後、何らかの措置が検討される可能性はあるのではないかと考えられる。
- ある委員から、金融負債における公正価値オプションの適用について、自己の信用リスクの変動に伴う公正価値の変動額を認識することが投資情報として有用なものと

なるのか懸念しており、我が国において導入を検討する際は、そのニーズも含めて慎重に検討すべきであるとの意見があった。

以 上